

財政福祉委員会

説明資料

平成30年10月1日

健康福祉局

目

次

頁

1	現時点に更新した平成30年7月2日付「財政福祉委員会説明資料（1）」	1
2	第124号議案に係る訴えを提起する理由	8
3	陽子線がん治療施設整備事業に係る増加費用訴訟と第124号議案に係る訴えとの比較	9
4	陽子線がん治療施設整備事業 事業契約書（抜粋）	10
5	第124号議案に係る訴えを提起するに至った経緯	12
6	陽子線がん治療施設整備事業における減額費用等に係る（株）日立製作所及び本市の考え方の相違点	13
7	陽子線がん治療施設整備事業における第2回関係者協議会議事録	14
8	陽子線がん治療施設整備事業における管理期間の短縮の時期及び原因並びに減額費用の根拠	18
9	陽子線治療センターにおける運転・保守・維持管理費の契約額及び支払額	21
10	平成29年度上期及び下期における名古屋市陽子線がん治療施設整備事業 事業契約に係る覚書	22
11	陽子線治療センターにおける収支見込	26

1 現時点に更新した平成30年7月2日付「財政福祉委員会説明
資料(1)」

事業者との契約内容

(1) 事業者

株式会社 日立製作所中部支社

(2) 契約金額

24,541,469,670円

(3) 契約期間

平成20年12月4日～平成43年3月31日

(4) 内容

ア 建物、治療装置等の施設整備

イ 治療装置の運転・保守管理

ウ 建物・設備の保守管理

(参考)

契約金額の内訳

(単位：億円)

区分	金額
施設整備	約 111
建物等	約 40
治療装置	約 71
割賦金利	約 22
治療装置の運転・保守管理	約 101
建物・設備の保守管理	
消費税等	約 11
計	約 245

事業凍結に伴う増加費用に係る経緯

区分	内容
平成20年3月19日	平成42年度までの債務負担行為270億円の予算（2月市会議決）
12月4日	（株）日立製作所中部支社と事業契約を締結（11月市会議決）
平成21年9月18日	事業契約書第26条第1項に基づき、陽子線がん治療施設整備事業を一時凍結
10月24日	公開討論会を開催
平成22年1月4日	一時凍結を解除
3月2日	建設工事着工
平成23年6月2日	（株）日立製作所中部支社から一時凍結にともなう増加費用の請求書提出（約4億8600万円）
平成24年1月16日	本市代理人を選任し、（株）日立製作所と協議を開始
平成25年2月25日	治療開始
3月8日	（株）日立製作所が、横浜弁護士会紛争解決センターにおける裁判外紛争解決手続（ADR）を申立（約3億9200万円）
平成28年3月24日	和解案（約1億5300万円）の合意に至らず、あっせん人によりADR打ち切り
4月22日	（株）日立製作所が、名古屋地方裁判所に提訴（約3億8200万円）
7月14日	第1回口頭弁論期日
9月8日	第2回口頭弁論期日
12月7日	弁論準備手続（1回目）
平成29年2月21日	弁論準備手続（2回目）
4月27日	弁論準備手続（3回目）
6月9日	弁論準備手続（4回目）
7月31日	弁論準備手続（5回目）
10月11日	弁論準備手続（6回目）
12月20日	弁論準備手続（7回目）
平成30年3月7日	弁論準備手続（8回目）
6月14日	弁論準備手続（9回目）
8月6日	弁論準備手続（10回目）
10月24日	弁論準備手続（11回目・予定）

一時凍結及び事業再開の理由

区分	理由
一時凍結	<ul style="list-style-type: none">○一旦立ち止まって考える○夢のある市民にとって大変必要な施設だという説もある、一方そうではない、市としては、子どもの予防医学や救急・周産期などに集中すべきだという意見もある○賛成、反対それぞれの専門家に集まつてもらい、討論会を開催し、結論を得る○患者数が 800 人だと言われているが、それは違うと思っている
事業再開	<ul style="list-style-type: none">○がん患者さんの期待は大きい○中止した場合 50 億円を超える損害賠償を求められる可能性がある○再開に当たっての条件をつけた<ul style="list-style-type: none">・キャンサーボードの設置・外部評価委員会の設置・近隣自治体や地域の医療機関との連携

注：キャンサーボードとは、専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するための検討会をいう。

訴状の内容

(1) 事件の表示等

事件番号	平成28年(ワ)第1774号 増加費用請求事件
原告	株式会社日立製作所
被告	名古屋市
訴訟請求額	382,068,259円
貼用印紙額	1,169,000円

(2) 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対して、金3億8206万8259円及びこれに対する平成23年6月3日から支払済みまで年3分7厘の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

注：このほか、貼用印紙額はじめ訴訟費用を負担するよう申し立てられた。

(3) 増加費用の内訳

(単位：円)

区分	訴訟請求額 (平成28年4月22日)
凍結期間中に要した費用	70,967,606
再開に伴う費用	77,285,405
工程延長に伴う費用	215,621,522
消費 費 税	18,193,726
計	382,068,259

訴訟の現況

(1) 争点の所在及び当事者の主な主張

区分	原告（日立）の主張	被告（本市）の主張
合理的な増加費用の範囲	専ら「不合理な費用といえるか」という観点から確定すべき。	各費目が一時凍結と合理的な関連を有するか、額に合理性はあるかとの観点から認められるものとすべき。
立証の十分さ	裁判所にこれまで提出した資料で十分である。	査定根拠や支払実績（領収書等）、業務内容等が依然不明確な費目があり、不十分である。
遅延利息の起算日及び利率	当初請求日の翌日（H23.6.3）から起算して、年3.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は引渡日の翌日（H24.4.1）から起算して、年3.1% ・治療装置は、引渡日の翌日（H25.9.1）から起算して、年3.0%。
サービス購入料の減額	減額が発生すること自体は認めるが、本件訴訟とは関係ない。	少なくとも日立が裁判の証拠で自ら提示した額である約1.6億円は、減額されてしかるべきである。 (なお、建物の保守管理の期間の短縮分をもとに月割りで単純計算した場合、約3.5億円)

注 1：増加費用に関する立証責任は、原告である日立側にある。

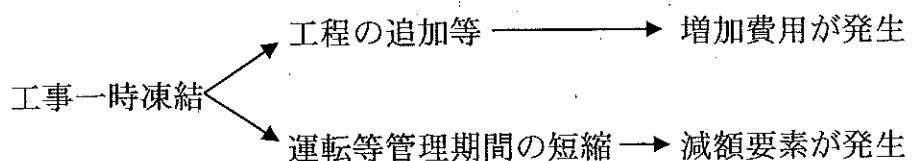
注 2：遅延利息は、いずれも「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づく利率を根拠としている。

(2) サービス購入料の減額

工事の一時凍結等により陽子線施設の建屋及び治療装置の引き渡し時期が、
当初の予定より遅れることとなったため、日立が行う治療装置の運転・保守
管理及び建物・設備の保守管理の期間が短縮されるところとなった。

その結果、本市から日立に支払うサービス購入料を減額すべき状況が発生
しており、その取扱いや金額について、裁判で主張を行っている。

<イメージ図①（因果関係）>



<イメージ図②（期間等内容）>

(時点修正したものを 19 ページに掲載した。)

(参考)

これまでの請求額の推移等

(1) 増加費用の内訳等

(単位：円)

区分	当初請求額 (平成23年6月2日)	ADR申立額 (平成25年3月8日)	ADR和解案 (平成27年4月28日)	訴訟請求額 (平成28年4月22日)
凍結期間中に要した費用	72,375,972	70,762,822	27,878,996	70,967,606
再開に伴う費用	83,894,849	79,421,346	19,076,447	77,285,405
工程延長に伴う費用	306,614,417	223,237,173	97,774,643	215,621,522
消費税	23,144,261	18,671,066	税込で計算	18,193,726
遅延利息	—	—	8,683,805 年率6%で1年分	—
計	486,029,499	392,092,407	153,413,891	382,068,259

(2) 市長がADR和解案受諾を判断しなかった理由

- 現段階では、この和解案では市民の理解を得られない
- 3か月半の間、一時凍結したことに対する金額の妥当性に疑問がある

2 第124号議案に係る訴えを提起する理由

- ・河村市長の市政方針として、陽子線施設計画の当否を再検討すべく、契約書第26条に基づき工事を中止したこと等（他の原因として、東日本大震災による工事材料調達の遅延等）により、陽子線施設に関する工事が一時停滞したことで、増加費用が生じた反面で、建物と治療装置に係る運転・保守の契約期間が短縮された結果、当初支出を予定していた委託料（サービス購入料という）もその短縮期間に相当する分が減額・節約されることとなった。（計5期）
- ・この陽子線施設の運転・保守期間の短縮分に相当するサービス購入料の減額金額は、市の試算では、計4.4億円の減額が見込まれるが、これまで、このサービス購入料の減額について、当事者間で明確な合意をせず、年2回の支払期ごと、当事者の事務局間で覚書を交わしながら、暫定的な取扱いをしてきた。
- ・ところが、日立からの増加費用の請求訴訟の過程で、上記期間短縮分のサービス購入料の減額金額につき、本市と日立の理解との間で見解の相違があることが判明した。このため、今後、増加費用の請求訴訟について和解するにしろ、判決を仰ぐにしろ、日立の増加費用の適正額を確定させると同時に、上記サービス購入料の減額すべき金額についても、別訴提起の上、裁判上で確定しておかないと、紛争の終局的解決に至らないと考えられ、別訴を提起することとした。

3 陽子線がん治療施設整備事業に係る増加費用訴訟と第124号議案に係る訴えとの比較

区分	増加費用訴訟	第124号議案に係る訴え
主な請求の内容	原告（日立）が被告（本市）に対し、工事の一時凍結により生じた増加費用として、382,068,259円及びその遅延利息を支払うよう求めるもの。	原告（本市）が被告（日立）に対し、工事の一時凍結及び東日本大震災等により建築物・治療装置等の管理業務を行う期間が短縮された分のサービス購入料として、443,236,904円が契約総額から減額されることの確認を求めるもの。
原因	・市長による工事の一時凍結	・市長による工事の一時凍結 ・東日本大震災 ・日立のシステム開発の遅延
事業契約上の根拠規定	第26条第2項	第45条括弧書及び第46条第1項

4 陽子線がん治療施設整備事業 事業契約書（抜粋）

（1）第26条

第3節 工事の中止等

第26条（工事の中止等）

- 1 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して本件工事の中止の内容及び理由を通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 2 市は、前項により本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、建設期間若しくはサービス購入料を変更することができる。また、かかる本件工事の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者に生じた本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因した合理的な増加費用若しくは損害額については市がこれを負担する。なお、本件工事の施工の一時中止が法令変更又は不可抗力に起因する場合には、第11章又は第12章に従う。

(2) 第45条、第46条及び別紙10

第7章 サービス購入料の支払い

第45条（サービス購入料の支払）

市は、事業者の遂行する設計業務、運転・保守・維持管理業務に関し、別紙9に従って算定される金額（但し、別紙10の定めに従い減額されることがある。）を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、別紙9に従って、サービス購入料として支払う。

第46条（サービス購入料の減額・改定・返還）

1 市の行為（市の請求に基づく設計書類の変更を含む。）、法令の変更又は不可抗力により本事業に係る費用が減少した場合、市はその減少費用をサービス購入料から減額することができる。

2 }
3 } (略)

別紙10 モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法（抜き）

3 サービス購入料の減額等

市が行う運転・保守・維持管理業務に関するモニタリングの結果、業務要求水準が維持されていないことが判明した場合には、サービス購入料の減額等を行う。

なお、運転・保守・維持管理業務の不履行に対しては、サービス購入料の減額等の措置のほか、業務に関する指導等を隨時行う。

5 第124号議案に係る訴えを提起するに至った経緯

- ・サービス購入料の減額については、平成22年2月の「第2回関係者協議会(10.2.16)協議事項」にもあるように、当時から業務凍結に伴う費用として日立側からも提示があった。
- ・本市からは、日立側に減額分について協議を申し入れるも、日立側には応じてもらえない状況が続いた。
- ・その後、ADR(裁判外紛争解決手続)を経て、日立からの増加費用に関する訴訟の中で、本市は、工事の一時凍結に起因して少なくとも1.6億円は減額されるべきと主張し、その試算根拠を求めた。しかし、これに対し、日立側からは「本件工事の一時中止により運転・保守・維持管理業務の期間が短縮されることで被告(本市)が原告(日立)に対して支払うべきサービス購入料が減額することが想定されたことから、その額を試算したものであり、『原告(日立)が免れる費用負担』ではなく、被告(本市)が主張する損益相殺の対象となるようなものではないから、当該文書を取り調べる必要はない。」とする意見書が提出された。
- ・こうした中で、今回の紛争を真の解決に導くためには、日立側が主張する増加費用と本市が主張する減額費用の両方の額を確定させる必要があり、どちらか一方のみでは、紛争の終局的な解決にはならないことから、本議案に係る別訴を提起する必要があると判断した。
- ・なお、民事訴訟法上の既判力の及ぶ範囲なども鑑みるに、工事の一時凍結だけでなく東日本大震災等、工事の一時凍結以外の要因による減額分も含ませた4.4億円を本市が主張しておかなかった場合、後に日立側から想定をしていなかつた金銭の支払を求められ改めて紛争が起こる恐れがあることから、こうした分も含め、4.4億円をもとにした債務不存在の確認訴訟とした。

6 陽子線がん治療施設整備事業における減額費用等に係る（株）
日立製作所及び本市の考え方の相違点

	平成22年当時	現在
日立	<p>増加費用の問題を先に解決する。</p> <p>契約期間の延長は融資条件に影響を与えることから、資金調達上その選択は困難である。</p>	<p>本件工事の一時凍結により管理期間が短縮されることでサービス購入料が減額することが想定されたことから、その額を試算したものであり、日立が免れる費用負担ではなく、本市が主張する損益相殺の対象となるようなものではないから、その試算根拠を取り調べる必要はない。</p>
本市	<p>日立側から減額費用について資料の提示があり、これについて認識していた。</p> <p>治療患者数が800人に達すれば、単年度黒字化する可能性が高いと思われたので、赤字幅の圧縮につながる契約延長が望ましい。</p>	<p>今回の紛争を真の解決に導くためには、日立側が主張する増加費用と本市が主張する減額費用の両方の額を確定させる必要があり、どちらか一方のみでは、紛争の終局的な解決にはならない。</p>

7 陽子線がん治療施設整備事業における第2回関係者協議会 議事録

名古屋市健康福祉局		
健康部長	城北推進室長	主幹
佐藤 部長	水谷 室長	稲垣 主幹



様式(1)

図書番号 NYC-PMM-0012
平成22年2月16日

御打合議事録

件名: 第2回関係者協議会

日時: 平成22年2月16日9時30分~11時30分

場所: 日立製作所 中部支社 ゆり会議室

出席者: 健康福祉局健康部/佐藤部長、城北推進室: 水谷室長、稲垣主幹、土方主査、上田主査、柴田技師

日立製作所/鹿島建設/[REDACTED] (以下、[REDACTED] / [REDACTED])

- 資料
- ①第1回関係者協議会議事録
 - ②第2回関係者協議会(10.2.17)協議事項
 - ③工事工程ケーススタディ
 - ④増加費用内訳概要

<協議結果>

1. 変更工程については、ケースⅡ・ケースⅢどちらを選択するか、
2月19日までに市内部で検討して頂くことになった。
2. 増加費用については、清算手続き・スケジュールを市内部で確認・整理して頂くことになった。
3. 増加費用の金額について関係者協議会で合意できる期限を3月下旬に決めた。
4. 上記について、2月24日に開催する第3回関係者協議会において協議し、協議結果を議事録に残すことになった。

1. ①第1回関係者協議会議事録について

(前回協議会の協議事項(費用・工程・工事着手について)を確認)
議事録に会長ならびに会員のサインを取り交わして、協議内容の合意を得たい。
⇒内容については一部確認中であり、確認取次第、市より連絡する。

日立
名古屋市

2. ②第2回関係者協議会協議事項③工事工程ケーススタディ④増加費用内訳概要について

- 1) 工程について
工程については、中央病院等周辺関連工事との制約により、建物の分割施工による工法のケースⅢに絞り込んできた。ケースⅢがケースⅡに較べて引き渡し日が1ヶ月早いが、その分ケースⅢの方が、費用がかかる。費用と絡め、工程をどちらとするか、市殿に判断頂きたい。
ケースⅣは、1室だけでも最早で引き渡す場合の概略検討結果。1室だけは早くなるが全体では遅くなり、費用も増え、借り入れ条件の見直し必要となる為、推奨できない。
- 2) 費用について
(凍結費用・各ケースに要する費用を御説明)
増加費用の金額については、これから市殿との協議が必要になりますが、市殿に御負担頂きたい。
- 3) 工事着手について
社内的には金額・工程ともに変更契約を締結した上で着工すべき、との考え方がありますが、3月3日に着工できるように、今回協議会において何かしらの妥協点を見出しいと思います。

日立

日立

日立

ケーススタディでは、運転保守の期間を短縮しているが、運転保守期間を延長する考えは無いのか
⇒治療装置側は運転保守期間の延長に対しては問題ありません。

⇒期限延長に対しては銀行から拒否反応が大きい。銀行内で新たな案件としての手順を踏む必要が出ることから、条件変更を言い出す可能性が極めて高く、資金調達面では受け入れ難いです。

名古屋市

[REDACTED]

株式会社 日立製作所 中部支社
名古屋市陽子線がん治療事業推進室

契約期間終了後に別途運転保守の契約を締結することもできるだろう。

⇒要求水準書上も、「事業期間の終了時においても引き続き本施設を使用できるよう、通常磨耗や経年劣化を除き、要求水準に示す良好な状態を保持していかなければならない」とあります。

名古屋市
日立

増加費用について今後金額を協議していく上で、内訳・詳細が必要になる。また、凍結に関する費用は請求書等の金額を確認できる書類が必要である。その上で合理的費用であるかどうか検証をして、手続きを進めていくことになる。

⇒金額が確定するまでに時間が掛かるのは承知しています。工程と費用は手続き上、それぞれ交渉せざるをえないと考えますが、何の担保なしにスタートを切ることは日立として出来ません。今回の増加費用に対して何かしら約束頂けるものが必要になります。

名古屋市
日立

工程についてだが、ケースIVは現実的ではないとのことだが?

⇒ケースIVでは、最初に固定照射室の引渡しを想定します。ガントリーでも1週間程度の遅れで最初の引渡しとすることもでき、ケースIVにある7月末が8月初の引渡しとなります。残り2室の引渡し時期は、(何れにせよケースIVでは夜間試験しか出来ないので)大した変わりはありませんが、引渡し回数が増えるので新たにサービス購入料を設ける必要があり、資金調達面で複雑になります。施設引渡しの前倒し期間が短い割りに、費用がかなり掛かるなどお勧めできません。

名古屋市
日立

各ケーススタディでは、引渡しの遅れによるペナルティを見込んだ工程なのか?

⇒工程的にもう少し(半月程度)前倒し可能かもしれないが、薬事の兼合いもあり、ギリギリです。結果的に引渡しが早まる、ということはあるかもしれません。

名古屋市
日立

事業期間を延長する場合、資金調達面で難しいということだが、具体的には?

⇒銀行は、案件の金額・期間が変更になることを非常に嫌がります。融資の基本条件が変わるので銀行内の栗巣を最初から取り直す必要があるからです。本案件は調達面で非常に条件が良く凍結解除後も好条件を維持してもらっています。期間延長の申し出をした場合、銀行からは条件変更の申し出がなされる可能性が高く、事業期間の変更は出来るだけ避けたい。

名古屋市
日立

⇒提案時よりは、金利が下がっているので、関係ないのでは?

⇒金利は下がっても銀行のもうけとは関係ありません。銀行にとっては、金利に上乗せするスプレッドがもうけであり、その見直し要求が出るということです。リーマンショック、金融危機後の銀行の対応は、それ以前とは全く異なる。それ以前の案件という位置付を維持したい。

名古屋市
日立

事業期間を延長されたい主旨は何でしょうか?

⇒契約期間を延ばした方が収支面でプラス方向になる。

名古屋市
日立

増加費用に関しては、仕様を(減額)変更することなどの方法により、変更契約せずに便宜的に対応することは出来ないでしょうか?

⇒手続き上、難しい。

名古屋市
日立

増加費用清算に関しては、凍結に要した費用と計画変更に要する費用について、お互い期限を決めて手続きを進めて行きたいと思いますが、如何でしょうか?

⇒例えば3月末までにある程度の金額を合意するというのであれば、日立からの(費用)根拠が早々に必要になる。入札時との積み上げ根拠と比較して今回の増加費用を比較、査定することになる。ただし、最終的に支払金額が決まる迄にかなり時間が掛かると思われ、途中解約となつた近江八幡のPFI事業の例においても、清算されるまで時間を要した。今回市が何をベースに増加費用を査定するかも決まってないため時間が掛かると思われるが、経過の報告をすることなどは出来るだろう。

名古屋市
日立

日立としても、やはり市からの担保を得た上で具体的な指示がないと動けません。

⇒3月末まで互いに作業をして、数字を詰める方向でどうか。最終的に増加費用を合意できるのは先になるが、議会に諮るにもスケジュールは決まっており、定期市会は6月、それまでに一連の手続きが間に合わなければ、次の9月、11月の定期市会となる。

名古屋市
日立

凍結費用と計画変更費用は分けて清算手続きがとれませんか。どちらも凍結に端を発する費用ですが、性質は異なるものと考えます。計画変更に要する費用は比較的理解を得やすいのでは。

⇒事業契約書上では、各々の清算手続きは別個のものとも解釈できる。凍結費用は、契約書上支払いすることが明記はされている。計画変更費用は、別途手続きが必要だろう。

名古屋市
日立

ただし、何れの費用においても、予算取得するためには議会の議決が必要になるはずだ。

株式会社 日立製作所 中部支社
名古屋市陽子線がん治療事業推進室

<p>ケースⅡの引渡し時期（12.10/中）では、年度内に開院できるか微妙。引渡しを受けて開院するまで4ヶ月程度は必要。ケースⅢの方が（開院を考慮すると）間違いないが、1ヶ月早めるのにケースⅡとⅢでは5千万の差額がある。そのために5千万円投じるのに、市内部で理解を得られるかどうか。何時までに回答する必要があるのか。6月の基礎工事まで猶予あるのか。</p>	名古屋市
<p>⇒着工にあたって、まずもってケースを確定する必要があります。ケースⅢの工程短縮案を実現するためには、3月の着工早々から施工する山留材料の手配を始め、各種段取りする必要があり、ケース選定の猶予はありません。</p>	鹿島建設
<p>⇒ケースⅡ若しくはケースⅢどちらにするかは、早々に市内部で検討の上、今週中に回答する。</p>	名古屋市
<p>増加費用に関する資料と併せて、運転保守の減額に関する費用内訳なども提出して欲しい。 単純に月割りで減額すると、2億8千万程度の減額になると思われるが。</p>	名古屋市
<p>⇒定期点検などがあるため、月割りでの減額にはなりません。資料は併せて用意します。</p>	日立
<p>着工するにあたっては、着工前までに再度協議会を開催する必要があります。 その際に、工程としてどちらのケースを選ぶのか、そのケースにおける増加費用の清算に向けての手続き・スケジュールを明確にして頂いた上で、着工の指示をして頂くことが、社内の理解を得るためにには、少なくとも必要になります。今回の協議会の打合せ結果を社内に譲っていきたいと思います。次回協議会については、来週（2/22～26）で調整させて頂きたい。 ⇒了解。日程については、別途調整にて。</p>	日立
名古屋市	

～以上～

株式会社 日立製作所 中部支社
名古屋市陽子線がん治療事業推進室

第2回 関係者協議会（10.2.16）協議事項

1. 協議事項

1) 工程の変更について

当初工程では干渉しなかった周辺工事（立体駐車場、車寄せ、連絡通路等の工事）との調整が必要になることから、凍結解除後、健康福祉局・病院局・住宅都市局関係者の方々と打合せを実施し、新たに発生する工事上の制約を確認した上で変更工程案を作成しました。

下表はケース毎の各施設引渡し日を記載したものです。なお、ケースⅢは実現する上で幾つかの成立条件^{*2}あり、条件不成立の場合の処置については別途協議願います。

NO.	種 別	建物引渡し	2室引渡し	1室引渡し	備 考
1	当初計画	'11/7/末	'12/3/末	'12/12/末	契約時のスケジュール
2	ケースⅡ	'12/3/末	'12/10/中	'13/7/中	工程延長に伴うベースケース
3	ケースⅢ	'12/2/末	'12/9/中	'13/6/中	ケースⅡを工期短縮→建築費用増大

*2 成立条件：・北西面山留追加・クレーン機種変更・デイストリビュータの導入・工期短縮要員の追加投入

2) ~~業務凍結による費用~~

業務凍結に伴い、本件工事の続行に備えた費用と施工の一時中止及びその続行に起因した費用が発生致します。

本費用につきましては、事業契約第26条2項に則り、下表の通り市殿へ請求させて頂きます。
支払い方法・時期等については、別途協議願います。（税込）

NO.	種 別	提 示 額	建築物・治療装置等の運転保守減額費
1	凍結に要した費用	111.6M¥	—
2-1	再開に要する費用（ケースⅡ）	514.4M¥ (626M¥ _{*1})	164.3M¥
2-2	再開に要する費用（ケースⅢ）	537.2M¥ (648.8M¥ _{*1})	139.2M¥

*1：凍結費用含む

3) 変更契約の締結手続きについて

上記1)、2)の措置に伴い、契約金額の変更や施設引渡し日など各種日程の変更が必要になると思われます。変更契約の手続きにおいては、通知書等による書面による合意、若しくは本事業契約時の手続き同様、仮契約を締結した上で議会議決を経て本変更契約締結に至るのかどうか御確認をお願い致します。

4) 工事着手にあたって

今後、変更契約（工程、契約金額、条項の見直し等）を締結していく上で、事業契約上においても手続き方法が不明瞭な部分もあり、手続き方法が不明瞭なまま業務再開するリスクに対して社内外の理解を得難い状況にあります。

我々も誠意を持って市殿との交渉に臨む所存ではありますが、上記協議内容如何によっては、工事着手にあたり何らかの申し出をさせて頂く場合もございます。

添付参考資料：①変更工程案 ②協議事項一覧表

以 上

8 陽子線がん治療施設整備事業における管理期間の短縮の時期及び原因
並びに減額費用の根拠

(1) 管理期間の短縮の時期及び原因

区分	当初の引渡予定日	一時凍結による遅れ	震災による遅れ	システム開発遅延による遅れ	実際の引渡日
建築物	H23. 7. 31	8か月	—	—	H24. 3. 31
治療装置等	H24. 3. 31	6.5か月	1.5か月	2か月と22日	H25. 2. 22
	H24. 12. 28			—	H25. 8. 31

(2) 減額費用の根拠

・運転・保守・維持管理業務の月単価（日立提示）

建築物：5,304,661円／月 … A

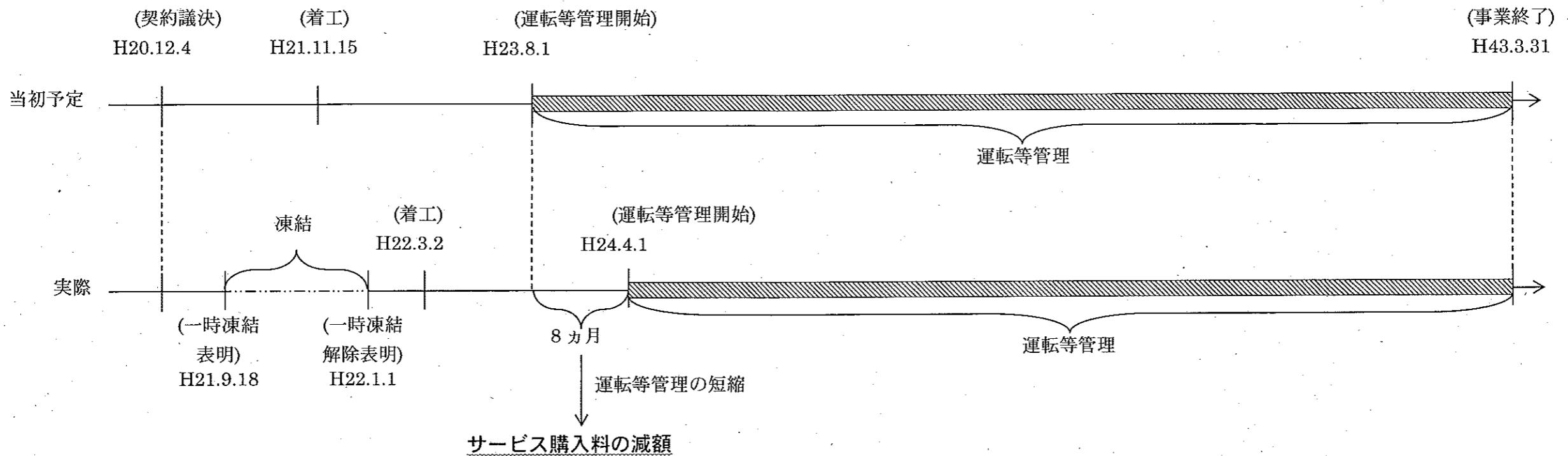
治療装置等：（先行して引き渡された2室分）31,347,456円／月 … B

（残り1室を含めた3室分）39,184,320円／月 … C

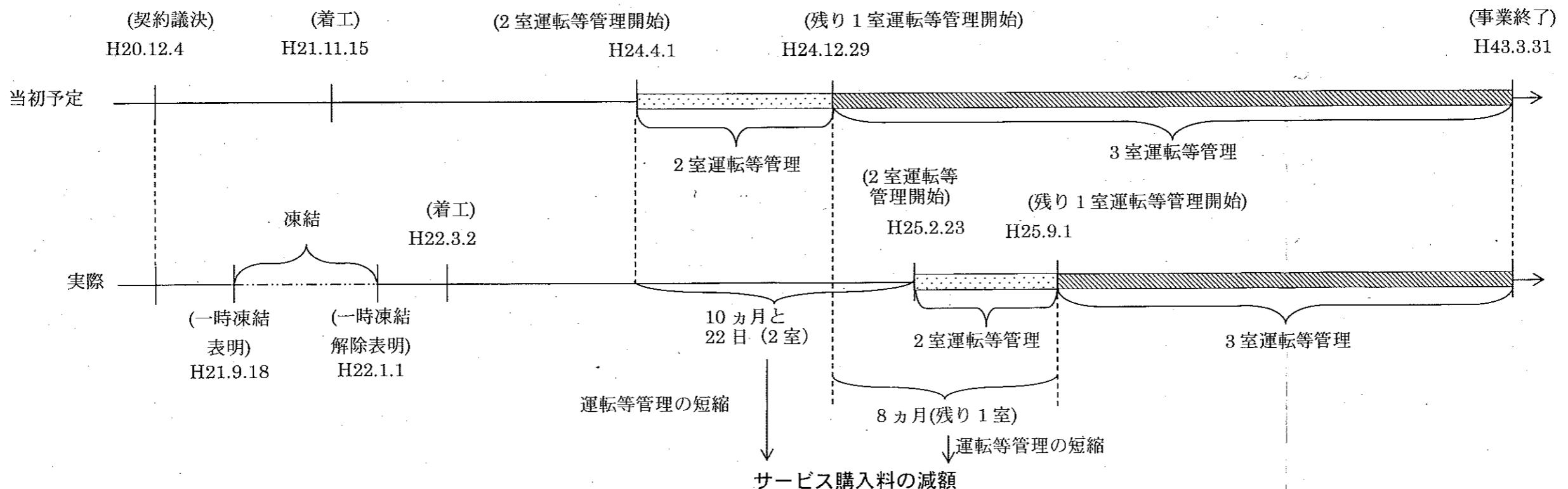
区分	原因			計
	工事一時凍結	東日本大震災	システム開発遅延	
建築物	42,437,288円 (A×8)	—	—	42,437,288円
治療装置等	254,698,080円 (C×6.5)	58,776,480円 (C×1.5)	87,325,056円 (B×(2+22÷28))	400,799,616円
計	297,135,368円	58,776,480円	87,325,056円	443,236,904円

(3) 期間等内容のイメージ図

ア 建築物



イ 治療装置



9 陽子線治療センターにおける運転・保守・維持管理費の契約額及び支
払額

(単位:千円)

区分	契約額	支払額	差額
23年度上期	10, 609	0	10, 609
23年度下期	31, 828	0	31, 828
24年度上期	219, 913	31, 828	188, 085
24年度下期	243, 423	69, 893	173, 530
25年度上期	266, 934	227, 750	39, 184
計	772, 707	329, 471	443, 236

注1: 平成25年度下期から平成29年度下期までは、契約額266, 934千円と同
額を各期支払い

注2: 平成29年度下期までの支払額の合計は、2, 731, 875千円

注3: 金額はいずれも概算で消費税を含まない。

10 平成29年度上期及び下期における名古屋市陽子線がん治療施設整備事業 事業契約に係る覚書

(1) 平成29年度上期

名古屋市陽子線がん治療施設整備事業 事業契約に係る覚書

名古屋市（以下「甲」という。）及び株式会社日立製作所中部支社（以下「乙」という。）は、陽子線がん治療施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、甲と乙との間で、平成20年9月30日付で仮契約を締結し、平成20年12月4日の名古屋市議会の議決により効力を生じた「陽子線がん治療施設整備事業事業契約書」（以下「本件事業契約書」という。）に係る運転・保守・維持管理費相当のサービス購入料①及びサービス購入料②について、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

本覚書において定義するものの他、本覚書において使用する用語は、本件事業契約書における定義によるものとする。

（運転・保守・維持管理費相当のサービス購入料の支払について）

第1条 甲と乙は、平成24年9月28日付「名古屋市陽子線がん治療施設整備事業 事業契約に係る覚書」、平成25年3月27日付「同覚書」、平成25年9月30日付「同覚書」、平成26年3月24日付「同覚書」、平成26年9月30日付「同覚書」、平成27年3月23日付「同覚書」、平成27年9月30日付「同覚書」、平成28年3月14日付「同覚書」、平成28年9月26日付「同覚書」及び平成29年3月9日付「同覚書」による合意に基づき、運転・保守・維持管理費相当のサービス購入料①又はサービス購入料②の変更及び毎期の具体的支払金額等について、引き続き協議することに合意する。

2 前項の合意による協議の結果の一部として、平成29年上期相当分のサービス購入料①の支払については、平成20年6月25日付「陽子線がん治療施設整備事業提案書」様式9-8に記載の1箇月当たりの単価から算出した半期相当分である金34,374,203円（内消費税及び地方消費税の額2,546,237円）であることを確認する。

3 第1項の合意による協議の結果の一部として、平成29年上期相当分のサービス購入料②の支払については、平成20年6月25日付「陽子線がん治療施設整備事業提案書」様式9-9に記載の、第二回目の治療装置の引渡し以降の1箇月当たりの単価から算出した半期相当分である金253,914,393円（内消費税及び地方消費税の額18,808,473円）であることを確認する。

4 前2項により確認した金額について、甲は本件事業契約書の規定に従い、乙に支払う。

(支払回数)

第2条 本件事業契約書別紙9に記載の以下の項目に係る支払回数については、甲乙協議の上、決定するものとする。甲及び乙は、決定後に所要の本事業契約の変更を行う。

3 運転・保守・維持管理費相当	(1) サービス購入料① (2) サービス購入料②
-----------------	------------------------------

(その他)

第3条 本覚書によって合意された内容を除き、本件事業契約書中の各規定は、従前のとおり引き続き効力を有する。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 9月13日

甲

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市
名古屋市病院事業管理者
病院局長 大原 弘隆

乙

名古屋市中区栄三丁目17番12号
株式会社日立製作所中部支社
支社長 菊野 仁史

名古屋市陽子線がん治療施設整備事業 事業契約に係る覚書

名古屋市（以下「甲」という。）及び株式会社日立製作所中部支社（以下「乙」という。）は、陽子線がん治療施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、甲と乙との間で、平成20年9月30日付で仮契約を締結し、平成20年12月4日の名古屋市議会の議決により効力を生じた「陽子線がん治療施設整備事業事業契約書」（以下「本件事業契約書」という。）に係る運転・保守・維持管理費相当のサービス購入料①及びサービス購入料②について、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

本覚書において定義するものの他、本覚書において使用する用語は、本件事業契約書における定義によるものとする。

（運転・保守・維持管理費相当のサービス購入料の支払について）

第1条 甲と乙は、平成24年9月28日付「名古屋市陽子線がん治療施設整備事業 事業契約に係る覚書」、平成25年3月27日付「同覚書」、平成25年9月30日付「同覚書」、平成26年3月24日付「同覚書」、平成26年9月30日付「同覚書」、平成27年3月23日付「同覚書」、平成27年9月30日付「同覚書」、平成28年3月14日付「同覚書」、平成28年9月26日付「同覚書」、平成29年3月9日付「同覚書」及び平成29年9月13日付「同覚書」による合意に基づき、運転・保守・維持管理費相当のサービス購入料①又はサービス購入料②の変更及び毎期の具体的支払金額等について、引き続き協議することに合意する。

2 前項の合意による協議の結果の一部として、平成29年度下期相当分のサービス購入料①の支払については、平成20年6月25日付「陽子線がん治療施設整備事業提案書」様式9-8に記載の1箇月当たりの単価から算出した半期相当分である金34,374,203円（内消費税及び地方消費税の額2,546,237円）であることを確認する。

3 第1項の合意による協議の結果の一部として、平成29年度下期相当分のサービス購入料②の支払については、平成20年6月25日付「陽子線がん治療施設整備事業提案書」様式9-9に記載の、第二回目の治療装置の引渡し以降の1箇月当たりの単価から算出した半期相当分である金253,914,393円（内消費税及び地方消費税の額18,808,473円）であることを確認する。

4 前2項により確認した金額について、甲は本件事業契約書の規定に従い、乙に支払う。

(支払回数)

第2条 本件事業契約書別紙9に記載の以下の項目に係る支払回数については、甲乙協議の上、決定するものとする。甲及び乙は、決定後に所要の本事業契約の変更を行う。

3. 運転・保守・維持管理費相当	(1) サービス購入料① (2) サービス購入料②
------------------	------------------------------

(その他)

第3条 本覚書によって合意された内容を除き、本件事業契約書中の各規定は、従前のとおり引き続き効力を有する。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 3月 1日

甲

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市
名古屋市病院事業管理者
病院局長 大原 弘隆

乙

名古屋市中区栄二丁目 17番 12号
株式会社日立製作所中部支社
支社長 織田 仁史

11 陽子線治療センターにおける収支見込

(1) 試算にあたっての主な前提条件

全般	<ul style="list-style-type: none"> 病院事業の収益的収支を対象として収支見込を作成する。 ※設備投資など資本的収支は含まない。 ・29年度までは決算額を反映。 ・収支は現金を伴うもの（現金収入・現金支出）とする。
収入	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬改定年度（32年度・34年度）に保険適用拡大を見込み、34年度以降は800人とする。 ・その場合の診療報酬額は、前立腺がんと同様の160万円とする。
支出	<ul style="list-style-type: none"> ・患者数の増加に合わせて、人員体制や材料費等の増加を見込む。

(2) 収支見込の概要

ア 収支見込の比較

(ア) 患者数が800人に到達した場合の単年度収支見込

区分	主な前提条件に基づく試算	当初見込 (21年度)	差
収支差	△7億円	+2億円	△9億円

(イ) 平成23年度～平成42年度の収支見込

区分	主な前提条件に基づく試算	当初見込 (21年度)	差
患者数	11,895人	12,360人	△465人
収支差	△130億円	△18億円	△112億円

イ 収支見込が悪化する主な要因

・収支見込の悪化の主な要因は収入の減少であるが、多くは単価の低下による影響

患者数の減による減収（概算）	約13億円 (465人×280万円)
保険適用による単価の低下による減収（概算）	約102億円 (保険診療の治療患者数×減収単価)